

第 153 回労働政策審議会安全衛生分科会
議事次第

日時：令和 5 年 3 月 2 8 日（火）13：00～15：00

場所：対面及びオンライン（Zoom）により開催

〔 AP 虎ノ門 A ルーム（11 階）
（東京都港区西新橋 1-6-15） 〕

議題：

- （1）有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案等について（諮問及び報告）
（有害物の有害性等の揭示関係）
- （2）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について（諮問）
（化学物質の含有量通知及び第三管理区分場所の測定関係）
- （3）作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について（報告）
- （4）労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等について（報告）
（化学物質による健康障害防止のための濃度の基準関係）
- （5）石綿障害予防規則の改正に伴う関連告示の改正について（報告）
（工作物に関する石綿事前調査者関係）
- （6）事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）の改正について（報告）
- （7）デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等の報告について（報告）

資料：

- （資料 1-1）有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱
- （資料 1-2）有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案の概要
- （資料 2-1）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱
- （資料 2-2）労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案の概要
- （資料 3）作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について（報告）

- (資料4) 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等について
(報告)
(化学物質による健康障害防止のための濃度の基準関係)
- (資料5) 石綿障害予防規則の改正に伴う関連告示の改正について (報告)
(工作物に関する石綿事前調査者関係)
- (資料6) 事業場における労働者の健康保持増進のための指針 (THP 指針) の改正について (報告)
- (資料7) デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等の報告について (報告)
- (参考資料6) 事業場における労働者の健康保持増進のための指針 (THP 指針) の改正について

【照会先】

厚生労働省労働基準局

安全衛生部計画課

〒100-8916

東京都千代田区霞が関一丁目二番二号

電 話 : 03-5253-1111 (内線 5476)

03-3502-6753 (直通)

F A X : 03-3502-1598